平成２３年（フ）第２２０９号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目９番10―401号
債務者　秋山　昭夫
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１５号
福岡市東区高美台２丁目49番１―304号
債務者　合谷　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１７号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目３番２―306号
債務者　有馬加奈子（旧姓山科）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２１号
福岡県糸島市篠原西２丁目16番17号
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４８号
福岡市博多区博多駅南５丁目８番43―101号
債務者　岡　　泰之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６５号
福岡市東区馬出１丁目２番23号
債務者　永田　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８８号
福岡県春日市小倉３丁目156番地１ペントハウス春日103号
債務者　中村千恵美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９号
大分県日田市中城町８番８号
債務者　佐藤　信二
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１００号
鹿児島県出水市黄金町223番地　ハイツこがね101号、前住所鹿児島県出水市麓町19番35号
債務者　池松　勝子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原4360番地１　市場団地９号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地266番地10
債務者　西屋　博文
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
鹿児島県出水市上鯖渕948番地１
債務者　荒木健太郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
鹿児島県出水市上鯖渕948番地１
債務者　荒木しのぶ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
鹿児島県出水市平和町864番地
債務者　平田　愛子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
鹿児島県薩摩川内市大王町１番９号
債務者　福山　太一
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
鹿児島県薩摩川内市宮内町11番19号
債務者　福山　幸太
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
鹿児島県薩摩川内市大王町１番９号
債務者　福山　典子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９６７号
仙台市青葉区宮町４丁目９―７花山ハイツ403号、住民票上の住所仙台市泉区鶴が丘４丁目14番地の18
債務者　福山　景子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９６号
宮城県多賀城市山王字山王二区133番地の５
債務者　青木ちはる（旧姓山尾）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係